

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

佐賀県

佐賀県杵島郡江北町

2 構造改革特別区域の名称

江北町こども園特区

3 構造改革特別区域の範囲

佐賀県杵島郡江北町の全域

4 構造改革特別区域の特性

佐賀県においては、核家族化の一層の進行や都市化の進展による家庭や地域の子育て機能の低下など、こどもを取り巻く環境は急激に変化しており、結婚や出産に関する価値観や意識の変化・多様化も相まって、人口は近年横ばいであるものの、0～5歳児の人口は20年前の昭和55年の78,474人から平成12年では52,637人まで落ち込みを見せるように少子化は進行し続け、こども自身の成長への悪影響や社会経済の活力低下など、様々な影響が懸念されている。

このような中、佐賀県では、平成16年3月「新・エンゼルプラン」を策定し、次代の佐賀県を担うこどもを安心して生み育てることのでき、こどもが健やかに育まれる環境づくりを進めている。

また、少子化により、就学前児童数が減少しているものの、保護者の就労意欲の高まりや就労形態の多様化などにより一部地域で待機児童が発生するなど保育所児は増加の傾向をみせている。一方、幼稚園児は減少の傾向を見せているが、こどもに幼児教育を受けさせたいというニーズも強い。

こうした地域における保護者の多様なニーズを踏まえ、幼稚園と保育所のそれぞれの機能と特色を生かした幼保一元化の取組みの総称として、いわゆる「こども園」設置の推進を図っているところである。

江北町は佐賀県のほぼ中央部に位置し、北部は山間部で果樹園と山林などで43パーセントを占め、南部は一級河川の六角川に接して穀倉地帯を形成している。山間部と平坦部のほぼ境界部分には、町を東西に横断する旧長崎街道が名残をとどめ、ケンペルやシーボルトが小田宿に投宿した記録があり当時の面影を僅かに残している。

昭和7年に小田、山口、佐留志の3村が合併し、長崎本線の全面開通による肥前山口駅の佐世保線との分岐点化、国道の整備等により、交通の要衝となるとともに、昭和14年杵島炭鉱の開削により、町の経済と産業は大きな発展期を迎えることになる。

その石炭産業の衰退後、現在は、産炭地工業再配置の特例による工業誘致で数社が江北町へ進出し、また、国道34号のバイパスの開通、大型スーパーの進出をきっかけに市街地が形成され、住宅地の開発も併行して町の様相が一変することとなった。

しかし、平成12年の町の人口は9,584人で10年前である平成2年の9,483人と比較しても101人の増加にとどまり、発展の期待に応える人口増加はほとんどなく、また、就学前児童数については、平成2年が701人であったものが、平成12年では517人と184人の減少となっている。

町の教育環境は、駅南に中学校・小学校が隣接し、小学校と幼稚園が同一敷地内に建設されていたが、平成11年4月に幼稚園隣に保育園が移転新築し、佐賀県下で初めての幼稚園・保育所の共用化施設「江北町幼児教育センター」（以下「幼児教育センター」という。）が設置されている。

この「幼児教育センター」は、幼稚園、保育所のそれぞれの役割はもとより、幼保連携、幼保小連携、地域連携などを行い、将来を担う健全な「江北っ子」育成のための拠点として、非常に大きな期待が寄せられている。

少子化の進行等による幼児が他の幼児とふれあう機会の減少や、核家族化の進行等による家庭や地域での養育機能・教育力の低下の中、更なる保育環境・幼児教育環境の充実が必要となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

農業が基幹産業の江北町ではあるが、近年の市街地形成や農業衰退などの都市化の進展による就業形態の変化にとともに、核家族化が進展しており、地域や家庭での養育機能等が低下している。

こうしたことなどから、保育サービスの利用希望は、就学前児童世帯の7割以上を占め、保育ニーズ、幼児教育への関心の高さがある。

江北町の就学前児童の教育・保育をみると、平成16年4月1日現在、公立幼稚園と公立保育所及び私立保育所の3園を合わせた就園率は5歳児99%、4歳児89%、3歳児77%で、0歳児からの全体平均は56%であり、ほぼ全員が町立の小学校に入学し、同一の小学校教育を受けている。

江北町では、平成11年に、既存の町立幼稚園横に保育所を併設したことを機に、幼稚園、保育所の別にかかわらない幼児教育・保育への期待が高い住民ニーズに応えるため、平成10年3月の「幼稚園と保育所の施設の共用

化等に関する指針について」(平成10年文初幼第476号・児発第130号。以下「共用化指針」という。)に基づき、屋外遊戯場等施設の共用、合同での行事の実施、園長の兼務など、幼稚園・保育所の連携に取り組んでいるところである。

こうした中、「我が町の子どもは皆同じである。」という理念のもと、幼稚園・保育所を「幼児教育センター」と総称した施設において、幼稚園児を短時部、保育所児を長時部として、幼稚園児(短時部)の登園している時間帯は、保育所児との合同活動に取り組み、より高い幼児教育・保育をめざすこととする。

こうしたことにより、少子化等を背景とした就学前児童の減少、家庭や地域における養育機能や教育力の低下などの今日的現状に対処するために、幼稚園教育要領と保育所保育指針をベースとして、それぞれの長所を取り入れ集団教育や子育て支援の情報発信といった機能をより充実させることができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

合同活動を実施することにより、幼稚園児、保育所児を同様に扱い、一緒に活動することで、集団行動や異年齢交流によって幼児の社会性を涵養する。

幼稚園の通常の保育時間においては、幼稚園教育要領を主として、共通のカリキュラムで幼稚園児と保育所児に対し同一内容の幼児教育・保育を行う。

こうした幼児教育的観点・保育的観点からのアプローチにより、幼児教育及び保育の内容の質的な向上を図る。

幼児教育センターからの情報発信や保護者会活動の充実など、子育てに関する地域の活性化を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

幼児の社会性の涵養

少子化が進む中、幼稚園児と保育所児を合同で教育・保育することにより、一緒に活動する集団が大きくなり、幼児の社会性の涵養が図られる。

保育(幼児教育)の質的向上

全ての幼児が同一の幼児教育・保育の機会を得ること、幼児教育的観点及び保育的観点双方からのカリキュラム構成により、幼児教育及び保育の内容の質的な向上が図られる。

また、直接、幼児の教育・保育に当たる職員については、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有する者を充てることにより、職員配置の効率化が図られ、それにより余裕ができた幼稚園教諭・保育士を教材の作成やカリキュラムの充実等に充てることができ、幼児教育及び保育の内容の質的な向上が図られる。

子育て支援

生活様式の都市化により、幼児のみならず保護者の交流の機会も減少し、地域や家庭での養育機能の低下が深刻化している状況に鑑み、幼児教育センターからの子育て情報を発信し、未就園児の家庭にも、家庭での幼児教育の大切さを訴え、また、スムーズな就園へと促す。

また、保護者会も幼稚園、保育所の枠を超えた交流により、保護者間の輪が広がり、子育て支援のみならず、地域の活性化も期待できる。

地域の活性化

保育所の養育機能の確保と教育的観点からの保育内容の充実により、共働き世帯であっても、安心して子供を預けることができるようになるとともに、幼保連携を促進することで、こどもの健やかな成長が図られ、地域の活性化につながる。

8 特定事業の名称

807 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

914 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連するその他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

合同活動の中で、幼稚園指導要領及び保育所保育指針双方に沿った3歳以上の幼児に係るカリキュラムの充実を図る。

幼児教育センターから子育て情報を発信し、未就園児の家庭にも、家庭での幼児教育の大切さを訴えるとともに、子育て中の家庭が抱える育児不安などについて、相談指導及び子育て中の保護者の支援を行うことにより、地域の子育て支援の充実を図る。

(別紙)

1 特定事業の名称

807 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内の共用化指針に基づき設置された幼稚園と保育所の
共用化施設

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

主 体 江北町

区 域 佐賀県杵島郡江北町全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日以降

5 当該規制の特例措置の内容

江北町では、既存の幼稚園と同一敷地内に隣接して、保育所を移転新築するとともに、平成11年4月より、幼稚園、保育所の施設を併せて幼児教育センターと総称し、共用化指針に基づき、施設を一部共用したうえで、行事等を合同で実施し、就学前の同じ江北町の子供として教育・保育することを目指してきた。

構造改革特別区域計画の認定後、平成17年度からは、共用化指針に基づく施設において、幼児の教育・保育に直接従事する職員に対し、保育所職員には幼稚園職員の併任辞令を、幼稚園職員には保育所職員の併任辞令を発令する。

そして、同一のクラスで幼稚園児と保育所児の合同活動を実施し、共有できる活動時間を拡大することにより、お互いの長所を吸収し、幼児教育及び保育の内容の質的な向上を図るとともに、異世代との交流や集団生活での幼児の社会性の涵養を促す。

これに加え、幼児教育センターとして、当地域の都市化、核家族化による家庭や地域の養育機能の低下に対して、子育て情報発信の機能充実を図る。

(別紙)

1 特定事業の名称

9 1 4 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内の共用化指針に基づき設置された幼稚園と保育所の共用化施設

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

主 体 江北町

区 域 佐賀県杵島江北町全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日以降

5 当該規制の特例措置の内容

江北町では、既存の幼稚園と同一敷地内に隣接して、保育所を移転新築するとともに、平成11年4月より、幼稚園、保育所の施設を併せて幼児教育センターと総称し、共用化指針に基づき、施設を一部共用したうえで、行事等を合同で実施し、就学前の同じ江北町の子供として教育・保育することを目指してきた。

構造改革特別区域計画の認定後、平成17年度からは、共用化指針に基づく施設において、幼児の教育・保育に直接従事する職員に対し、保育所職員には幼稚園職員の併任辞令を、幼稚園職員には保育所職員の併任辞令を発令する。

そして、同一のクラスで幼稚園児と保育所児の合同活動を実施し、共有できる活動時間を拡大することにより、お互いの長所を吸収し、幼児教育及び保育の内容の質的な向上を図るとともに、異世代との交流や集団生活での幼児の社会性の涵養を促す。

これに加え、幼児教育センターとして、当地域の都市化、核家族化による家庭や地域の養育機能の低下に対して、子育て情報発信の機能充実を図る。

【特例措置適用の要件】

- 1 幼児（保育所児・幼稚園児）数の合計により、児童福祉施設最低基準及び幼稚園設置基準(面積・職員配置)を満たしていること。

(1) 面積基準

	定員	幼児数	学級数	面積	児童福祉施設最低基準	
5歳	21	20	1	53.63	39.60	(= 20 × 1.98)
5歳	28	27	1	67.11	53.46	(= 27 × 1.98)
5歳	24	24	1	53.00	47.52	(= 24 × 1.98)
4歳	35	32	1	125.27	63.36	(= 32 × 1.98)
4歳	24	24	1	48.63	47.52	(= 24 × 1.98)

(屋外遊戯場;運動場)

屋外遊戯場;運動場の面積		4,877.00㎡	
基準面積		800.90㎡	
保育所	2歳以上	240.90㎡	(= 73 × 3.3)
幼稚園	5クラス	560.00㎡	(= 400+80 × (5-3))

(2) 職員配置基準

	定員	幼児数	学級数	職員数	児童福祉施設最低基準	
5歳	21	20	1	1.0	0.7	(= 20 ÷ 30)
5歳	28	27	1	1.0	0.9	(= 27 ÷ 30)
5歳	24	24	1	1.0	0.8	(= 24 ÷ 30)
4歳	35	32	1	2.0	1.0	(= 32 ÷ 30)
4歳	24	24	1	1.0	0.8	(= 24 ÷ 30)

- 2 幼児の教育・保育に直接従事する職員は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有し、幼稚園教諭及び保育士を兼務していること。

幼児の教育・保育に直接従事する職員は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有しており、保育所職員に幼稚園職員の併任辞令を、幼稚園職員に保育所職員の併任辞令を発令する。

- 3 合同活動の内容は、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿ったものであること。

幼稚園教育要領及び保育所保育指針に沿った方針により、幼稚園の教育時間については、同一のカリキュラムにより、合同活動を実施する。

(別添合同活動の具体例のとおり)

【合同活動の具体例】

1 保育（幼児教育）の目標

幼稚園・保育所での共通の指導計画により、幼・保の特性を生かした教育・保育を実施する。

2 1日の活動例

幼稚園児を短時部、保育所児を長時部とし、短時部の登園時間は、合同で同様の活動を行なう。（3歳児については、カリキュラムは同一であるが、それぞれ発達の違いを考え、合同活動は行わず、1年間の準備期間とする。）

幼稚園児の登園が終了し、幼稚園児・保育所児全員が揃った後、幼稚園教育要領を主体として、ねらい「5領域」に沿った、幼児の発想による活動並びに保育者の意図のもとに計画されている活動を適宜実施していく。

（幼児教育の観点と保育の観点からのアプローチについての説明）

保育所児に対する幼児教育的観点からのアプローチ

- ・ 4～5歳児の共有する時間においては、幼稚園教育要領を主とした幼児の発想のもとにはじまる活動並びに保育者の意図のもとに計画された活動を実施し就学前の教育力の弾力化を図りスムーズな就学へのステップを整えていく。
（3歳児においては、それぞれ発達の違いを考え、1年間の準備期間とする。）
- ・ 幼・小の連携を広げることができ就学前の子どもを持つ保護者への情報の提供がスムーズにできる。
- ・ 多様な友達関係を育む機会を作る。

幼稚園児に対する保育的観点からのアプローチ

- ・ 多様な友達関係を育む機会を作る。
- ・ 預かり保育になった場合親しい友達があり不安なく保育を受けることができる。
- ・ 未就園児保護者への保育体験（未満児）の場を提供し、これから入園する子どもと、その保護者への実体験並びにベテランの保育者から子育てのノウハウ提供。

幼・保相互の観点から

- ・ 園児の異動においてはクラス・環境等（保育者・友達関係）を変えることなく保護者のニーズに合わせた形態を選べ、不安のない園生活をしていくことができる。

合同活動における指導目標

活動のねらい	<p>【3歳児】 保育者や友達に親しみ、喜んで登園する。</p> <p>【4歳児】 友達とのかかわりを楽しみながら、いろいろな活動に興味を持ち意欲的に取り組むことによって、皆で作る喜びを味わう。</p> <p>【5歳児】 年長児としての自覚を持ち、友達と協力し、活動のなかで、感動を共有することができる。</p>
健康	<ul style="list-style-type: none"> ・明るくのびのびと行動し、充実感を味わう。 ・自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。 ・健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身につける。
人間関係	<ul style="list-style-type: none"> ・園での生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。 ・進んで身近な人とかかわり、愛情や信頼感をもつ。 ・社会生活における望ましい習慣や態度を身につける。
環境	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な環境に親しみ、自分と触れあう中で様々な事象に興味や感心をもつ。 ・身近な環境に自分からかかわり、それを生活の中に取り入れ大切にしようとする。 ・身近な事象を見たり考えたり扱ったりする中で、物の性質や数量などに対する感覚を豊かにする。
言葉	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の気持ちを言葉で表現し、伝え合う喜びを味わう。 ・人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話そうとする。 ・日常生活に必要な言葉がわかるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、想像力を豊かにする。
表現	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性を持つ。 ・感じたことや考えたことを様々な方法で表現しようとする。 ・生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。

午後、幼稚園児（短時部）が帰った後、保育所児（長時部）の指導目標

養護	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的な雰囲気の中で先生や、友達（異年齢）との生活をとおして多様な経験をしていく。 ・一人ひとりが安心感を持って自分の思いを活発に出せるようにする。 ・保健的で安全な環境を作り、快適に過ごせるようにする。
----	---